

## 漁業者老齢福祉推進事業実施要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「基金」という。）が、漁業者の老後生活の不安解消を図り、生活基盤の安定による福祉の増進を図ることを目的とする漁業者老齢福祉推進事業の実施に必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要領で漁業者とは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 2 条第 2 項に掲げる漁業者及び漁業従事者で、漁業協同組合の正組合員をいう。

第 3 条 この要領で漁業協同組合とは、（昭和 23 年法律第 242 号）以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合で、かつ海面漁業者がその構成員となっている漁業協同組合をいう。

### (事業の内容)

第 4 条 漁業者が全国共済水産業協同組合連合会の漁業者老齢福祉共済に加入して支払う共済掛金に対し補助する漁業協同組合に補助する。

### (補助金額)

第 5 条 基金が、漁業協同組合へ補助する金額は、1 漁業者あたりの補助額に漁業者数を乗じた金額とする。

第 6 条 1 漁業者あたり、3,000 円を補助する。

### (補助金の停止等)

第 7 条 漁業者年金加入者が漁業者でなくなった場合は、共済掛金に対する補助を中止する。なお、漁業者が再び漁業者になった場合は、再開する。ただし遡及補助はしない。

2 第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず基金は、基金の財務的事情又は事業の見直し等により、補助の変更、停止又は中止をすることができる。

### (補助金の返還)

第 8 条 理事長は、漁業協同組合が補助金をこの事業以外の目的に支出したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金交付事務)

第 9 条 補助金交付事務は、理事長が漁業協同組合との間に締結する漁業者年金掛金補助契約書に基づき行う。

第 10 条 基金は、前条の漁業協同組合から補助金の請求があった場合において、これを受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(報告の徴収等)

第 11 条 理事長は、この事業にかかる事項に関し、必要に応じ報告書を求め、又は職員をして調査させることができる。

附 則

- 1 この要領は、昭和 57 年度から適用する。
- 2 この要領は平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要領が適用される以前に当該補助金の交付を受けている漁業協同組合は、第 9 条の契約の締結行為を除き、この要領によって処理されたものとみなす。
- 4 平成 6 年 6 月 17 日一部改正  
この要領は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 平成 20 年 4 月 8 日一部改正  
この要領は、平成 20 年 4 月 8 日より施行する。
- 6 平成 25 年 6 月 4 日一部改正  
この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。